

グアテマラ経済(2006年12月)

平成19年1月
在グアテマラ日本国大使館

『12月の主な動き』

○06年の経済成長率は、過去10年間で最高の4.6%に達する見込み。成長を牽引したのは、金融・サービス、商業、建設業で、その背景には、海外送金(36.1億ドル)の流入による個人消費の伸び、及び金融機関の年間平均7.62%のドル建貸付をテコとした活発な企業の投資等がある。

○11月下旬から12月上旬にかけて、国内第2位の金融資産を誇るG&T Continental銀行の経営悪化に関する風評(事実無根)が流れ、また、例年、国内の資金需要が増える年末年始には、紙幣増刷の遅れ等、中央銀行の不手際も重なり、国全体で、銀行及びATMの紙幣が底を尽き、引き出し制限が加えられる事態となった。なお、大手格付け会社のフィッチ・レーティングス等は、グアテマラのソブリン格付けを据え置いた。

○米国シティグループは、中米域内に展開するクスカトラン・グループ(エルサルバドル)の買収を発表し、域内金融業界は再編の様相を呈してきた。

○第6回中米3カ国(エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス)ーコロンビアFTA交渉は、予定していた項目における合意が得られず、本年2月以降に交渉が継続されることになった。また、中米ーEU連携協定交渉は、輪番制の地域代表スポークスマンを中米が設置することで、関係国のコンセンサスが形成され、3月8ー9日には、中米及びEUの両交渉グループが、交渉開始に向けた初めての準備会合を予定している。

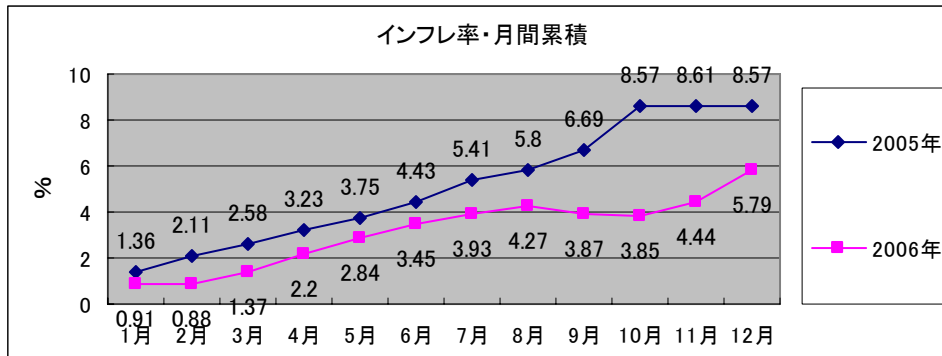
1. マクロ経済・金融・財政部門

(1)06年・経済成長率

中央銀行は06年のGDP成長率が4.6%(推定)に達し、過去10年間で最高を記録する見込みと発表した。成長の主な要因として、金融・サービス、商業、建設業で、その背景には、海外送金(36.1億ドル)の流入による個人消費の伸び、及び金融機関の年間平均7.62%のドル建貸付をテコとした活発な企業の投資等が挙げられた。加えて、05年10月、国内に深刻な被害を与えた熱帯性低気圧「スタン」による復興事業が本格化したことも、建設業を活発にさせた原動力となった。

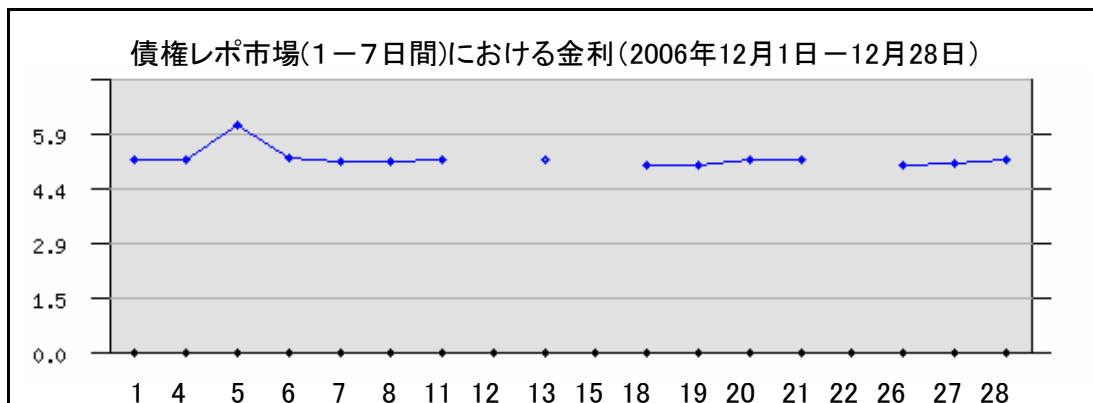
(2)物価

国家統計院(INE)は、12月の消費者物価指数(CPI)が前月比1.29%増加したと発表した。これにより06年の年間インフレ率は5.79%となり、昨年の8.57%に比べ低水準となった。05年のインフレを牽引した輸入燃料価格が、下半期にかけて低下したことが主な理由。



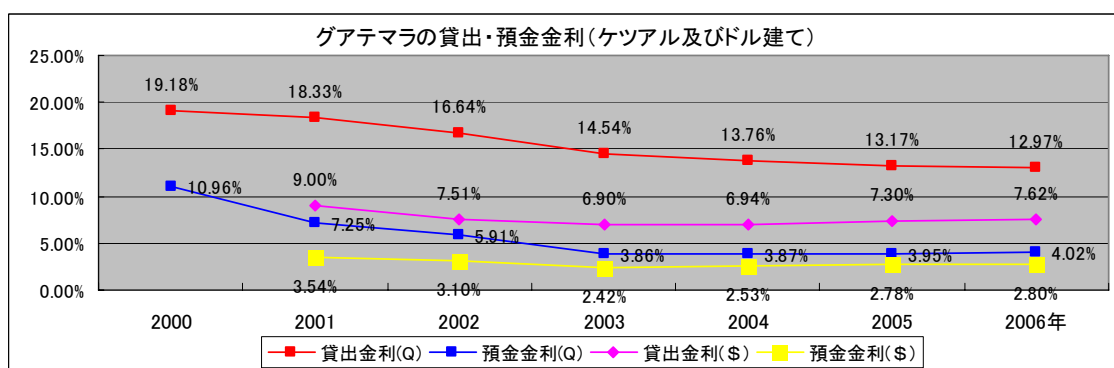
(3) 債権レポ市場(期間 1－7 日間)における金利

10月中旬のBANCO DEL CAFÉに対する業務停止処分を皮切りに、外貨替業務を行っていたForex が閉鎖し、国内第2位の資産を誇る G&T Continental 銀行の経営悪化に関する風評が流れ、更に、21日には、Valat International Holding による不正な投資業務及び預金取扱いが発覚した。5日、債券レポ市場の金利が約6%まで上昇したことは、G&T Continental 銀行の経営悪化説が金融市場に与えた影響を反映している。10月からの相次ぐ金融機関の不祥事により、金融監督庁の監督責任を問う世論の声が強まる一方、抜本的な法制度改革の必要性も認識されることになった。



(4) 貸出・預金金利

12月末時点の民間銀行のケツアル建て貸出・預金金利は12.97%及び4.02%で、ドル建ては7.62%及び2.80%となっている。06年、グアテマラへの海外送金は、36.1億ドルと前年比で

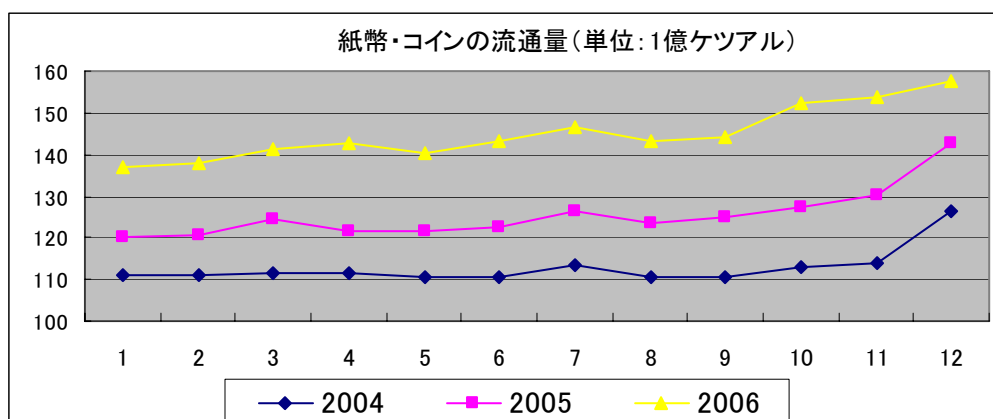


17.1%増加し、過去最高に達した。民間銀行はこの海外送金で、容易にドルを調達できることから、ドル建てがケツアル建ての金利に比べ低水準となっている。また、この低い金利は、企業の設備投資意欲を高めることに繋がっている。

(5) 流通紙幣の不足問題

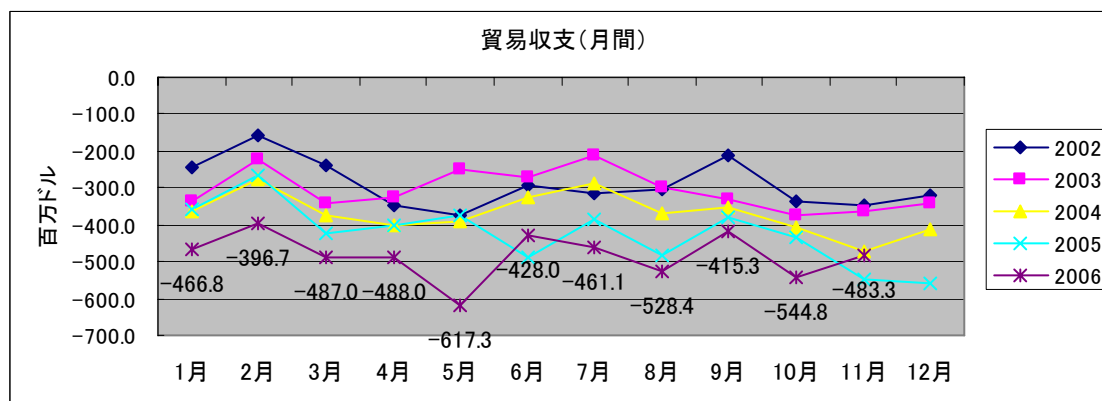
12月中旬から年始にかけて、金融機関が保有する紙幣が大きく不足し、国全体で、銀行及びATMの紙幣が底を尽き、換金額に制限が加えられる事態となった。年末は一年で最も消費が活発化することから商店の売上げに大きな影響がでた。

紙幣不足は、幾つかの要因が重なって引き起こされた。まず、06年1月に予定されていた約60億ケツアル(7.9億ドル)分の新規の紙幣発行にかかる入札手続きが、10月まで遅れたことが大きい。加えて、本年10月下旬のBANCO DEL CAFÉの業務停止処分を皮切りに、複数の金融機関の不正業務及び閉鎖が続いたことで、金融システムに対する国民の信用が失われ、国民が多くの預金を引き出し、金融機関に紙幣が還流しない状況となっていた。国内で流通する紙幣及びコインは、合わせても約160億ケツアル足らずで、年末の引き出し需要を満たすことができなかった。



(6) 貿易収支

中央銀行が発表した1-11月期のマキラ業者による無関税貿易を含む貿易収支は、▲43.5億ドルとなり、1-11月期としては過去最高の赤字となった。同期の輸出は、55.2億ドルと前年同月比10.2%増加した一方、輸入は98.8億ドルと前年同期比で3.7%増加した。

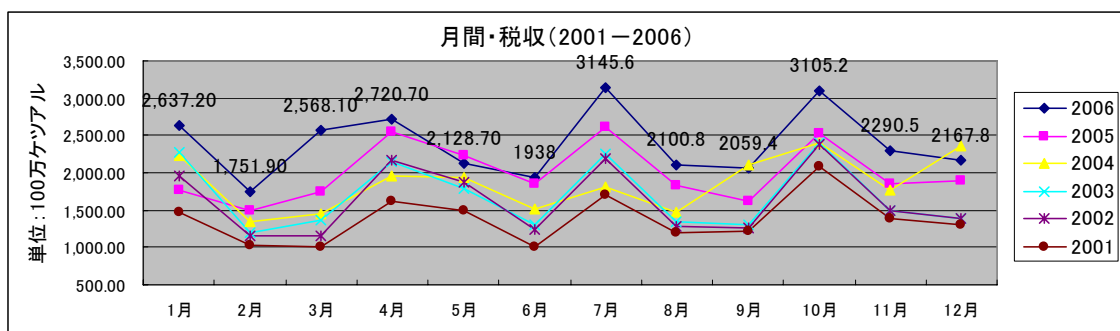


輸出を牽引するのは、マキラ法を活用し無税扱いされる輸入原料を国内で加工した衣類で 13 億ドルに達した。マキラ法を活用した無税輸出は、貿易全体の 37.9%(20.9 億ドル)にまで達している。

(7) 税収

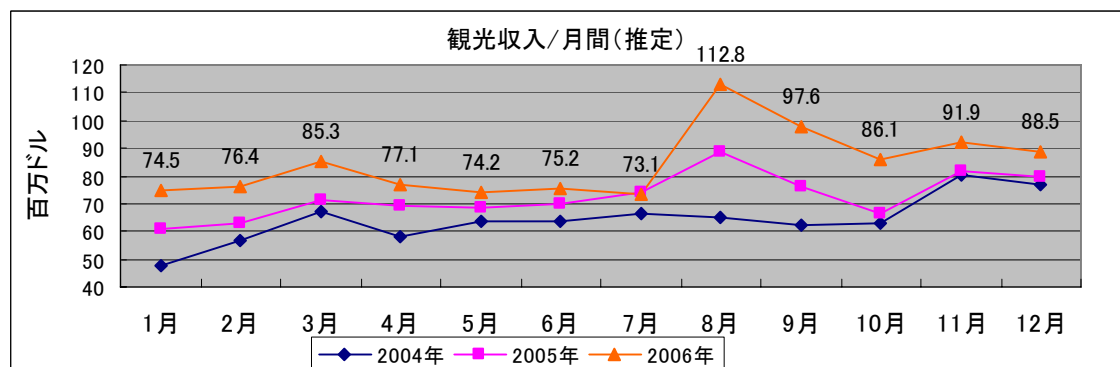
国税庁(SAT)は 06 年の直接・間接を合わせた税収が前年比で 16.3%増加して過去最高のQ 286.1 億(約 37.7 億ドル)に達したと発表した。一方、グアテマラ政府が輸出促進を目的に導入しているマキラ法は、国内加工後に輸出を目的として輸入する原料に対しては、輸入税、付加価値税等の免除を定めているが、免除額が年々増加傾向にあり、歳入アップを目指す政府の足かせとなっている。免除額は、04 年約 Q30.0 億、05 年 43.6 億ドルと増えており、06 年はそれ以上が見込まれる。

一部の業者は、無関税で輸入した原料及び加工後の商品が、一部の業者により不正に国内市場へ流されているケースが散見され、政府の通関業務及び輸出業者の管理体制が厳しく問われている。



(8) 観光

グアテマラ観光局(INGUAT)によると、06 年の外国人入国者数は、前年比 14.2%増加し、150.2 万人に達した。観光収入(推定)は、同期比で 16.6%増加し、10 億 1,270 万ドルを記録。国別訪問者・上位は、米国、エルサルバドル、ホンジュラスと続き、近年は、英国、ドイツからのクルージングによる入国者が増加している。日本人は、前年比で 33.3%伸び、6,446 人に達し、アジアからは、韓国(1万 302 人)、台湾(2,791 人)、フィリピン(1,105 人)、インド(607 人)、中国(299



人)と続いている。

2. 民間経済・社会部門

(1) クリーン開発メカニズム(CDM)の新規案件

2日、国連クリーン開発メカニズム(CDM)理事会は、世界銀行炭素基金(PCF)による約 43 メガワットのカナダ水力発電プロジェクト(ケツアルテナンゴ県)を新規に承認した。プロジェクト設計書(PDD)によれば、この水力発電所では、年間 175GWH の発電量が見込まれており、年平均 11 万 8527 トンの CO2 排出量の削減が見込まれる。

(2) グアテマラから米国へのトマト輸出

2日付けプレスリリースによると、7月に発効した米国との DR-CAFTA の発効を契機として、米国農務省とグアテマラ政府の間で進められていたグアテマラ産トマトの米国への輸出に必要な食品衛生基準に関する交渉が合意に達し、トマト輸出が開始された。米国はトマト輸入国であることから、将来の市場拡大が期待される。他の中米諸国は、未だ衛生基準について合意に達しておらず、グアテマラが中米初となる。

(3) EEGSA の社債発行による資金調達

6日、グアテマラ電力事業体(EEGSA)は年限 10 年、利率 6.5%、発行額 1 億ケツアル(約 1316 万ドル)の社債を発行すると発表した。同社債は、S&P/BB、Moody's/Ba2 と格付けされており、1992 年にも 1 億ケツアルの社債が年限 10 年で発行されていた。同社は 1998 年に民営化され、現在は首都圏中心の配電事業を行う(なお、電力販売についてはグループ会社の COMEGSA が行う)。国営時代は、国内全体に配電を行う中心的な役割を果たしていた。

(4) 国内大手セメント・プログレソ社の新規投資

8日、セメント・プログレソ社は総額 3.5 億ドルを投じて、国内南西部のサカテペケス県にセメントの主要原料となるクリンカーの製造工場を建設すると発表した。生産能力は、4,500 トン/日となっており、現行の生産能力の 70%にあたる。建設工事は 07 年上半期に開始され、09 年に完成予定。国内では、05 年 10 月、国内に深刻な被害をもたらした熱帯性低気圧「スタン」の復興建設及び国内の不動産投資の活発化で、近年、年 8% の割合でクリンカーの需要が伸びていた。

(5) シティグループによるクスカトラン・グループ買収

13 日、米国シティグループは、中米域内を中心に展開しているクスカトラン・グループ(エルサルバドル)を 15 億 1,000 万ドルで買収することで合意に達したと発表した。買収は 2007 年上半期に終了する見込み。これまでのグアテマラにおけるシティバンクの業務は、法人のみを対象としており、個人を対象としたリテール業務は行っていなかった。

(6) 未登録金融機関 Valat の不正発覚

20 日、国内では登記されていない Valat International Holding (アイルランド) が、過去5年の間、不正に国内で投資家を募り、投資信託及び預金業務を行っていたことが明らかとなった。約5ヶ月前から投資家に対する利益配当及び金利(年 15-20%)の支払いが止まっていたことが発覚のきっかけとなった。内務省の調べでは、Valat は、カリブ海のセントクリストファー・ネイビスにおいてオフショア業務を行っていたことも判明しており、グアテマラとの関連について調査が続いている。

(7) コンチネンタル航空のフローレス-ヒューストン間の国際線廃止

23 日、コンチネンタル航空は、ティカル遺跡に近いフローレス-ヒューストン間の路線廃止を決定した。今回の決定は、ティカルにおける米国からの観光者数停滞が主因とされており、06 年 11 月には、予約数が僅かで、欠便もでていた。06 年9月には、フローレス-グアテマラ-シティー間のオペレーションを行っていたティカル・ジェットが廃業を決定しており、フローレスに乗り入れる便については、タカ航空がほぼ独占することになった。

(8) 最低賃金引き上げに関する政令

28 日、07 年1月から適用される最低賃金引き上げに関する政令が公布された。これにより、一日あたりの最低賃金は、農業従事者でQ42.46 からQ44.58(約 5.9 ドル)、非農業従事者でQ43.64 からQ45.82(約6ドル)へと5%上昇する。グアテマラでは毎月、労働者に対する一律の奨励手当 (Bonificacion: Q250) の支給が義務であることから、最低でも農業従事者は月Q1587.4 (209ドル)、非農業従事者はQ1624.6(214ドル)を受け取るようになった。

一方、超過勤務手当について、これまでは支払われる時給の 1.5 倍以上が義務として定められてきたが、本政令は、労働者の能力に応じて柔軟に決定できる(最低賃金時給を下回ることも可能)とした条項も付け加えられた。これに関する具体的な賃金算出方法は、来年1月中旬、労働社会保障省及び職業訓練学校 (INTECAP) 等により新たに組織される審議会にて議論されることとなった。

3. 対外関係

(1) 第6回中米3カ国-コロンビアFTA交渉

4-8 日、中米3カ国(グアテマラ、エルサルバドル及びホンジュラス)とコロンビアとのFTA締結交渉が行われ、ラックス経済次官(グアテマラ)、アラヤ経済次官(エルサルバドル)、ロサ商工庁副長官(ホンジュラス)及びムニョス商工観光次官(コロンビア)が団長として一堂に会した。

会合では、税関手続、政府調達、サービス貿易、紛争解決手続き及び査証の取り扱い等について合意に達したものの、6,000 品目以上ある農産品及び工業製品についての交渉では、ようやく農産品の約3分の1、工業製品の約 50%で合意に至るに留まった。当初の予定では年内の最終合意が目指されていたが、各国は、センシティブ品目(乳製品、コーヒー、肉類、トウモロコシ等の穀類など)の取り扱いを含む未決の農産品・工業製品の市場アクセス、原産地規則(細則部分)

他について引き続き交渉することで合意。次回は、07年2月、コロンビアのメデジンにて第7回の会合を開催することで合意した。

(2) 中米経済統合銀行(BCIE)のサムライ債発行

6日、中米経済統合銀行(BCIE)は、初めてのサムライ債 100億円分(2本立て)の起債条件を決定した。銘柄は、「第1回・第2回中米経済統合銀行円貨債券(06年)」で、第1回目は、年限3年、利率1.5%、発行額60億円、そして、第2回目は、年限5年、利率1.84%、発行額40億円、となっており、何れも発行価格は100円で、ムーディーズの格付けではA2となっている。BCIEは、これまでコロンビア、香港、台湾等でも資金調達を行った経験がある。

(3) 中米とEUの連携協定交渉

16日、ベルシェ大統領はコスタリカで開催された第29回中米統合機構(SICA)首脳会合に出席した。同会合では、07年第1四半期に開催が予定されている中米諸国のEUとの連携協定交渉に関し話し合わせ、採択されたサンホセ宣言の中では、中米側が輪番制で地域代表スポークスマンを設置することが言及されている。

なお、EU代表団及び中米各国の副大臣クラスの準備会合は、2月1日の開催を予定しており、3月8-9日には、中米及びEUの両交渉グループが、交渉開始に向けた初めての準備会合を開催することが予定されている。EU側は、中米の関税同盟の進展を交渉開始の大前提としており、3月の会合までに、中米側は、域内共通関税における合意部分等に関して、行動計画(Plan de Acción)を提示していくとみられる。